



# 佐賀県公報

平成17年  
12月19日  
(月曜日)  
第 12696号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更

(六二〇・長寿社会課) 一

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地の変更

(六二一・" ) 一

○道路の区域の変更

(六二二・道路課) 一

○道路の供用開始

(六二三・" ) 二

## 公 告

○佐賀県知事及びブリッジ認証局の自己署名証明書フィンガープリントの変更

(情報・業務改革課) 二

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(県民協働課) 二

○伊万里都市計画臨港地区に関する都市計画を変更する案の縦覧

(まちづくり推進課) 三

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

(建築住宅課) 三

## 公安委員会事項

○落札者等の公示

(公告) 三

## ○ 告 示

◎佐賀県告示第六百二十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
旧	新	旧	新	
	けいしん居宅介護支援センター	鳥栖市原町六七〇番地一	鳥栖市飯田町前田六九番地一	平成一七・一〇・二四

◎佐賀県告示第六百二十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
旧	新	旧	新	
所	竜門堂居宅介護支援事業所	杵島郡山内町大字大野六六〇四番地一	杵島郡山内町大字大野六三五一番地一	平成一七・一二・一

◎佐賀県告示第六百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年十二月十九日から平成十八年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅 メートル	延 メートル
一般国道 二〇七号	佐賀市与賀町一〇四番地先から 佐賀市与賀町字川原小路一五三 番一地先まで	後	二四・一 〃 一五・五	二六一・二	
	佐賀市与賀町一〇四番地先から 佐賀市与賀町字川原小路一五三 番一地先まで	前	一五・五 〃 一五・二	二六一・二	

●佐賀県告示第六百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年十二月十九日から平成十八年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	佐賀市与賀町一〇四番地先から 佐賀市与賀町字川原小路一五三番一地先まで	平成一七・一二・一九

○ 公 告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス佐賀県認証局が発行する自己署名証明書(以下「佐賀県知事の自己署名証明書」という。)及び公的個人認証サービスデジタル認証局が発行する自己署名証明書(以下「デ

ジタル認証局の自己署名証明書」という。)のフロッピープリントを次のとおり変更しました。

平成17年12月19日

佐賀県知事 古川 康

1 佐賀県知事の自己署名証明書のフロッピープリント

佐賀県知事の自己署名証明書に関し、下の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフロッピープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フロッピープリント
SHA-1	959B 61ED 7E33 2217 5A9D ADB4 A718 DE17 1082 9BC5

2 デジタル認証局の自己署名証明書のフロッピープリント

デジタル認証局の自己署名証明書に関し、下の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフロッピープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フロッピープリント
SHA-1	2DFF 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB

注 SHA-1により算出したフロッピープリントは、それぞれ、40桁又は32桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。

なお、フロッピープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年2月8日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年12月19日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 アリス・さがホームヘルプサービス

(2) 代表者の氏名 田中 厚子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市唐人二丁目3番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者等の弱者に対して、移動介護支援や地域における環境づくり等に関する事業を行い、福祉の増進と住み易い社会の構築に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊万里都市計画臨港地区に関する都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成17年12月19日

佐賀県知事 古川 康

1 都市計画の種類及び名称

伊万里都市計画臨港地区

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 伊万里市山代町、二里町、瀬戸町、松島町及び黒川町の一部

3 縦覧場所

(1) 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 伊万里土木事務所

(3) 伊万里市建設部都市開発課

4 縦覧期間

平成17年12月19日から平成18年1月10日まで

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月19日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
25	神埼郡神埼町大字志波屋字二本松1590番1	平成17年12月9日	4.45～5.81	89

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 公安委員会委員

次のとおり落札者等について公告します。

平成17年12月19日

収支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 松尾 正博

1 借入物品及び数量等

佐賀県警察放置駐車違反管理・処理システム 一式

2 契約の相手方を決定した手続  
— 一般競争入札

3 入札公告を行った日  
平成17年10月21日

4 落札を決定した日  
平成17年11月30日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 NECリーヌ株式会社九州支社 支社長 中川 俊一

(2) 住所 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号

6 落札金額

38,354,400円（消費税及び地方消費税額を含む。）

7 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 部局等の名称 佐賀県警察本部会計課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十二月十九日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷